

食品リサイクル法に基づく基本方針の概要

基本方針

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・「基本理念」において食品ロスを明記し、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割を記載
- ・食品廃棄物の適正処理の推進のため、食品関連事業者の排出事業者責任の徹底、国による継続的な周知徹底の必要性を明記。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- ・発生抑制に係る目標を別途告示で設定(P3参照)。
- ・食品ロスについては、SDGsも踏まえ、2030年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標を新たに設定。
- ・再生利用等実施率目標を設定。食品製造業95%(前回同)、食品卸売業75%(前回+5%)、食品小売業60%(前回+5%)、外食産業50%(前回同)(2024年度までに)

3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

【食品関連事業者への指導等】

- ・国による食品関連事業者への積極的な指導・助言、市町村による多量排出事業者への減量化指導の徹底。
- ・食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るため、定期報告データの公表内容の拡充によって食品関連事業者の意識の向上と取組の促進を図るよう運用の見直し。
- ・排出事業者責任に係る指導の徹底。

【登録再生利用事業者の育成等】

- ・登録再生利用事業者の中で優良な事業者を自主的に認定する取組の活用。

【再生利用の環境整備】

- ・地域循環共生圏¹の実現に向けた廃棄物系バイオマス利活用のための施設整備の促進及び広域的なりサイクルループ²の形成の促進。
- ・市町村による事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進。

¹「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)で提唱された地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす社会のこと。

²食品リサイクル法第19条に規定されている「再生利用事業計画」のこと。

食品リサイクル法政省令の改正概要

政令

再生利用手法の追加

- 再生利用に係る製品として規定する製品に、「きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地」(菌床への活用)を追加。これにより菌床への活用をした場合も再生利用等実施率に算入できるようになる。

判断基準省令

発生の抑制に関する事項の改正

- 食品関連事業者が講ずべき措置に関し、食品の販売における売れ残りを抑制するための工夫について、仕入れ及び販売以外(例:フードバンクへの提供等)でも工夫を講ずるよう規定。
- 食品の調理及び食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫について、メニュー以外(例:持ち帰り容器の導入、食べきり運動の実施等)でも工夫を講ずるよう規定。

定期報告省令

報告書様式等の改正

- 食品関連事業者は食品廃棄物等の発生量や再生利用の量を市町村ごとに分けて記載するよう変更。
- 再生利用等の状況、食品関連事業者が遵守すべき事項に関する取組状況等の非財務情報の開示を促進するために様式を変更し、公表項目の追加。
- その他、政令や判断基準省令の改正内容や報告の電子化に伴い様式をそれぞれ反映。

再生利用事業者の登録省令

登録を申請する事業者の申請書類の追加

- 登録を受ける適格性を担保するため、実績確認書類として、その販売量の根拠となる書類の提出の義務化。